

会 議 名 議会改革特別委員会  
開閉日時 平成 29 年 2 月 9 日（木） 午前 11 時 31 分～午後 0 時 08 分  
会 場 議場

1. 出席者

1 番 杉 浦 康 憲、 3 番 柳 沢 英 希、 5 番 長 谷 川 広 昌、  
6 番 黒 川 美 克、 1 1 番 神 谷 直 子、 1 2 番 内 藤 と し 子、  
1 4 番 鈴 木 勝 彦、 1 5 番 小 嶋 克 文  
オブザーバー 議 長、副議長

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

神谷利盛、柴田耕一、幸前信雄、杉浦辰夫、北川広人、小野田由紀子

4. 説明のため出席した者

なし

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 2 名

6. 付議事項

- (1) 議会の I C T 化の取り組みについて
- (2) 議会の災害対応マニュアルについて
- (3) その他

7. 会議経過

## 委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は、全員であります。よって本委員会は成立いたしましたので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の長谷川広昌委員を指名いたします。

## 《議 題》

### (1) 議会のICT化の取り組みについて

委員長 前回の委員会から、かなり期間が空いてしまいましたので、簡単に前回までの流れを説明しますが、前回の委員会において、本日もお配りしてあります、「高浜市議会情報機器使用規準（案）」及び「ICT化に関する定め 各自治体の事例」を配付し、皆さんから御意見等を伺っております。

委員会終了後、各派又は議員から提出された意見及び意見に対する回答をまとめた資料を本日、配付させていただいております。それでは、初めに事務局より配付資料の説明をお願いいたします。

説（事務局長） それでは、高浜市議会情報機器使用規準（案）に対する各委員等からの意見について、御説明いたします。お手元に配付してありますA4判横長資料をお願いいたします。提出期限であります7月29日までに提出のあった意見は2件で、個人から1件、会派から1件となっております。

初めに、「番号1」の意見でございますが、神谷利盛議員からの意見でございます。第7条（会議中における禁止事項）の第1号中、「会議中に、外部との情報の受発信を行うこと。」を禁止する部分について、外部の次にかっこ書きで「当局の保存する資料の閲覧以外」を加えることとするものでございます。こ

の趣旨としては、元の原案にあったものを削ってしまったために、本来の規定の趣旨である使用目的が分かりにくくなっているとのことをございます。意見を踏まえまして同号を修正したものが、修正後の欄に記載してありますので、御参照願います。

次に、「番号2」の意見でございますが、開拓志さんからの意見でございます。第3条（使用できる情報機器）の部分を、大津市、安城市と同様、「貸与」としてはどうかという意見でございます。意見を踏まえて同条を修正したものが、修正後の欄に記載してありますので、参照をお願いいたします。

提出のありました意見に対する事務局の意見でございますが、裏面をお願いいたします。まず、「番号1」の意見でございますが、外部との情報の受発信の禁止規定について、「当局が保存する資料の閲覧」を制限の対象から除外する趣旨だと考えますが、「当局が保存する資料」の定義が不透明なため、はっきりとしたことは申し上げられないものの、いずれにいたしましても、当局が保存する資料の閲覧をどのような手段で行うのかといった場合に「ネット」を介してということであれば、先進自治体の事例でも、インターネットを介した資料の閲覧は、たとえ市の公式ホームページであっても不可としていると伺っており、半田市などでも、議場内で閲覧・公表できるのは、当該情報機器にあらかじめ保存されている資料（原稿）のみということとされております。したがって、これは難しいのではないかと考えております。また、傍聴者からは、情報機器を操作して市の資料を検索・閲覧しているとしても、単にネットを閲覧しているだけでも受け取られかねないため、原案のとおりでよいと考えます。と、いたしております。

次に、「番号2」の意見でございますが、情報機器（タブレット端末）を「貸与」とする場合、大津市や安城市においても相当の費用負担が発生しているとのことであり、必要な予算措置が講じられてからでないとは対応できないため、地方自治法第222条（予算を伴う条例、規則等についての制限）を類推適用し、規準の制定そのものを予算措置が講じられるまで見送らざるを得ないと考えます。と、いたしております。

以上の点を踏まえて、それぞれの意見に対する対応について、表面に記載の

①から④までのうちから、御決定をお願いしたいと思います。説明は、以上でございませう。

委員長 それでは、ただいま説明のあった資料の右側「対応」の部分が空欄となっていますので、その部分について、委員の方の御意見をお伺いしたいと思います。

意（1） 今の1番の意見の事務局としての意見のほうなんですけど、当局が保存する資料ということで、それに対して、機器に保存されているもの以外は、ネットをしていると受け取られかねないということなんですけど、こういったICT、タブレットを使うことのひとつの特性において、資料の差しかえが出てくると思うんですよ。当日なり緊急に差しかえをしたときに、それは当局の保存する資料なのか、以前に落としている資料なのか、ということを見ると、事前に保存されている資料のみというのは、ちょっと厳しいのかなと思います。

答（事務局長） 例えば当日になって急遽、資料の差しかえが必要になったということであれば、あらかじめ当該情報機器に差しかえたデータを入れておいていただくということになります。

意（1） 委員会や議会の開会中ではなくて、それ以前に差しかえて、落としてもらうという解釈ですね。わかりました。

意（15） 1番も2番も局長の意見が書かれておりますけども、このほうが僕は正しいと思いますけれども、いずれにしてもちょっとなかなか個人で判断できませんので、一度戻ってお答えしたいと思います。

委員長 公明党さんは持ち帰りということですね。

意（15） そうです。

意（12） 私ども、今の局長の意見も入れて、修正後の意見で、2つめの問題についても、タブレット端末は貸与するとなっていますが、これでいいと思います。

委員長 市政クラブさんは何か意見ありますか。代表で意見言えるならお願いします。

意（3） 先日大津、見に行かせていただいたときに、大津市さんは基本的にはこちらだと番号1の部分で外部との情報の発信をしないこと、禁止事項とい

うことで入っていますが、大津市さんだと基本的にはネットで検索だとか、そういうのも可能にしていると。あと2番、使用できる情報機器のところでも、会議において使用できるタブレット端末は貸与すると書いてあるんですが、ほかの議会さん見ましても、基本的には外の活動とかでもタブレット端末を使うという部分で、基本的には大津市さんの場合は、半々でお金を出して使用しているという意見もありましたので、局長さんが言われる部分もくみ取れる部分もあるんですが、1回会派のほうへ持ち帰って、皆さんと相談させていただかないとわからない部分がどうしてもあるんで。

委員長 一人会派の方、御意見がございましたらお願いいたします。

意（6） 一度検討させてください。

委員長 神谷委員もそれでよろしいですか。

意（11） はい。

委員長 副委員長はいいですか。

意（5） いいです。

委員長 いろいろ御意見が出ておりますが、意見の一致を見ませんので、本日は持ち帰りとしていただいて、次回の委員会でそれぞれの会派で取りまとめた意見を協議いたしますので、そのようにさせていただいてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それではそのようにさせていただきます。次に、先週、全ての議員さんではありませんが、大津市の視察に行き、議会のICT化の取り組みについて、学んできましたので、視察を通じて、また、個人的に調査研究を進めている方もみえると思いますが、使用規準（案）について、意見等があればお願いいたします。何か大津市に行った感想等があれば、お聞かせ願えれば。視察に行った委員の方は御意見をよろしくお願いいたします。

意（3） 公明党さんのほうから大津市ということで今回いろいろ勉強させていただいて、やはり実際行ってみて話を聞くとわかりやすい部分、すごくあったなというのが、まず感想でございます。使用規準のことですけれども、実際、

さっきの1枚目のほうでも、単にネットを閲覧しているだけとも受け取られかねませんと書いてあるんですが、実際、ICT化をしていく中で、書類をめくって見ていく部分とタブレット端末を触る部分と、あくまでもこれは議員が議会としての良識の範囲でタブレット端末を使っていくということを考えるのであれば、傍聴者からネットで閲覧しているだけじゃないかという話をされたとしても、基本的にはネットの中からもいろいろと情報を探ったりだとか、調べるものというものを引っ張ってくる部分もあるという話も、大津市さんのほうでありましたので、そういった部分も踏まえて、使用規準につきましても、またちょっと会派のほうへ持ち帰りまして、10人おりますので10人の考え方があると思うので、そこらへん話をしながら、またしっかり吟味して、提出期限までに出させていただければと思っております。

意(15) 先回の視察をさせていただきまして、改めていろんな機器なんかね、見させてもらいまして、やはりかなりタブレットを使うことによって、今まで持っていた決算書、予算書、こういったものが1つの中に入るとするのは非常に魅力的であります。また、もちろんそうですけど、何かあった場合、ひっくり返して探すんですけれども、そういった検索機能、しっかり整っておれば速やかにおそらく仕事ははかどると思います。また、それ以外にもいろんなふうには展開できると思いますので、なんとかもちろん今すぐとは予算がつくものがありますので、できないかもわかりませんが、なんとか1つでも2つでも前進させて、ICT化でも具体的に取り組んでいきたいと、このように思っています。

委員長 会派として内藤とし子さんはよろしいですか。

「行っていない」と発声するものあり。

委員長 ごめんなさい。行っていないですね。ほかに行った方でこんな感想を持ったとか、そんな御意見ございましたらよろしく願いいたします。

意(6) 今、小嶋委員が言われましたように、非常に私も現場を見させていただいて、タブレットとかいろんなデータやなんか出てきて、ただ非常に経費

的にはかかると。そういうことでなかなか予算がつくのはどうかなと思うんですけども、たまたまこういうところなんか新しく議場になって、このところにあそこはいろんなシステムを入れて、何千万とお金がかかったという話を聞いておったんですけども、このところは新しく庁舎を作って日立システムですか、そのところにコンピューターやなんかでも導入しておるわけじゃないですか。そういったのがこのところでもできるということで最初話やなんかがしてあったと思うんですけども、そういったあれはできておるんですかね。いわゆるW i - F i 機能だとか、やってない。

「W i - F i 環境入っています」と発声するものあり。

説（事務局長） ただいま御質問の件につきましては、確認させていただきます。

意（6） 今、局長のほうから話がありましたように、私どものほうも現場を見に行かせていただいて、非常にお金がかかるという部分は感じたわけですけども、せっかくそれが利用できるようなあれがあるだったら、少しでも費用やなんかも安くなるわけで、できるだけ早くそういった環境を整備していただくようにぜひとも予算化をしていくように、委員各位に御協力をお願いしたいと思いますけれども。

意（11） 私も視察に行かせていただきまして、現場を見させていただいたんですけども、確かにお金がかかります。例えばW i - F i があるのならば、私たちにもW i - F i が使えるような環境を先にいただけるとか、やれるところから無償でもやれるところはあると思うので、やれるところから少しずつ進めていきたいなと思いました。確かに議会の資料だとかがタブレットの中から見れるというのはすごく魅力的ですけども、私たちだけではなく、市役所の側の方がより使いやすいようなものにしていただければ、双方で利益を享受できるのではないかなと思いました。あと確かに大津市さんは貸与で折半なんですけれども、政活費もかなりたくさんありまして、通信費とタブレット費を折半にしてもあり余るだけの豊かな政活費があったというのも、大津市さんでは

そういうふうだったので、高浜市でそれをそのまま持ってくるとなると、政活費全部そっちに取られちゃうということにもなりかねないので、そういった仕組みもいろいろ考えていかなければいけないのではないのかなと思いました。

委員長 長谷川委員、いいですか。

意（５） はい。

委員長 いろいろ御意見をいただきました。それぞれ問題点があろうかと思えます。本日、意見を全て取りまとめるというのは難しいと思えますので、事務局へ文書なり、メールなりで、それぞれの会派、個人の意見を次回の委員会までに提出していただいて、さらに使用規準（案）を詰めていきたいと思えますので、それまでに話し合いのほうを進めていっていただきたいと思えますが、それで異議ないですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議なしと認めます。

## （２）議会の災害対応マニュアルについて

委員長 この件については、ICT化と同様に、前回の委員会において、「高浜市議会大規模災害発生時対応要領（案）」を配付して、皆さんから御意見を伺っております。災害対応マニュアルについても、委員会終了後、提出された意見、及び意見に対する回答をまとめた資料を本日、配付させていただいておりますので、事務局より配付資料の説明をお願いします。

説（事務局長） それでは、高浜市議会大規模災害発生時対応要領（案）に対する各委員等からの意見について、御説明いたします。お手元に配付してありますA4判横長資料をお願いいたします。提出期限であります7月29日までに提出のあった意見は2件で、いずれも、会派からの提出となっております。

初めに、「番号1」の意見でございますが、公明党さんからの御意見でございます。第3条（支援本部の構成）の第5項中、本部長及び副本部長に事故が

ある場合の職務代理者に関する規定で、「年長の議員が」とある部分を「幹事会で取り決めた適当な人をもって」に修正してはどうかというものでございます。この部分については、先の委員会においても年長議員が1期生であった場合などは、現実には難しいのではないかとの御質問もございましたので、そうした意見を踏まえてのものと理解をいたします。意見を踏まえて同項を修正したものが、修正後の欄に記載してありますので、参照願います。

次に、「番号2」の意見でございますが、同じく公明党さんからの意見でございます。第11条（雑則）において、「この要領に定めるもののほか、災害時の議員の行動について必要な事項は、議長が別に定める。」とある部分を、「議長が別に定める」ではなく、「幹事会において別に定める」に修正してはどうかという意見でございます。意見を踏まえて同条を修正したものが、修正後の欄に記載してありますので、御参照願います。

次に、「番号3」の意見でございますが、開拓志さんからの御意見でございます。第2条（災害対策支援本部の設置）の第1項第2号において、支援本部を設置できる場合について、「危機管理マニュアルに規定する「非常配備・本部要員登庁基準（地震災害）」における第2非常配備（警戒体制）又は第3非常配備体制がとられたとき」とある部分を、『同基準における第3非常配備体制がとられたとき及びその他本部長が必要があると認めたとき』に修正してはどうかという御意見でございます。意見を踏まえて同号を修正したものが、修正後の欄に記載してありますので、御参照願います。

資料の裏面をお願いいたします。次に、「番号4」の意見でございますが、同じく開拓志さんからの意見でございます。「番号1」の提案と同様、第3条（支援本部の構成）第5項について、「年長の議員」を「総務建設委員長」に修正してはどうかという意見でございます。また、第6項として、「本部長、副本部長及び総務建設委員長に事故があるときは、出席議員の中から互選により選ばれた議員が本部長の職務を代理する。」という規定を追加してはどうかという御意見でございます。意見を踏まえて第5項を修正し、第6項を追加したものが、修正後の欄に記載してありますので、参照をお願いいたします。

提出のありました意見に対する事務局の意見でございますが、まず、「番号

1」の意見につきましては、本部長及び副本部長が欠けた場合の職務代理者を「幹事会で取り決めた適当な人をもって」といたしますと、場合によっては、毎年度幹事会においてあらかじめ取り決める必要性が生じてしまうため、〇〇委員長のように、自動的にだれが職務代理者になるのか客観的に分かるような規定を置く方が適当であると考えます。と、いたしております。

次に「番号2」の意見でございますが、災害発生時という緊急の場合に、本要領に定めのないことを別に定めるのに、いちいち幹事会を招集して別の定めをするということは現実的ではないとも考えられますが、岩沼市の要領では、全体会議である「協議会」で定めるとあることから、この委員会での議論に預けたいと考えます。なお、碧南市及び安城市のように、「議長」の部分で「本部長」とすることも含め、検討をお願いしたいとします。と、いたしております。

次に、「番号3」の意見でございますが、原案の「危機管理マニュアルに規定する「非常配備・本部要員登庁基準（地震災害）」における第2非常配備（警戒体制）及び第3非常配備体制がとられたとき」とした理由として、第3非常配備体制がとられたときはもちろんのことですが、第2非常配備（警戒体制）の場合であっても、高浜市に相当の災害が発生し又は発生するおそれがあることから、設置基準を明確にするためにも、あえて明記させていただいたものであり、「その他本部長が必要があると認めたとき」とした場合、例えば伊勢湾・三河湾に津波警報が発令されたときや高浜市で震度5弱の地震が発生したときなど、支援本部を設置すべきかどうか、いちいち本部長に確認しなければならず、現実的ではないと思われるため、原案のとおりでよいと考えます。と、いたしております。

最後に、「番号4」の意見でございますが、「番号1」の意見と重複しますが、本部長及び副本部長が欠けた場合の職務代理者を「総務建設委員長」とする提案で、これは、防災や災害対策を所掌する都市政策部を所管する常任委員会の委員長とするものであることから、一つの案であると考えます。なお、他の案としては、議会運営に関する事項を協議する議会運営委員会の委員長も一つの案であると考えますので、特別委員会での議論に預けたいと考えます。また、第6項の追加については、本部長、副本部長及び委員長のいずれもが欠

けた場合の本部長の職務代理者の決め方については、例えば副委員長を充てることも含め、特別委員会での議論に預けたいと考えます。と、いたしております。以上の点を踏まえて、それぞれの意見に対する対応について、最初のページに記載の①から④までのうちから、御決定をお願いいたします。

説明は、以上でございます。

委員長 それでは、ただいま説明のあった資料の右側の「対応」の部分が空欄となっていますので、その部分について、委員の方の御意見を伺いたしたいと思います。

意（15） これも先ほどと同じように、一応持ち帰って検討したいんですけども、先回の大津市さんでいろんなことを学ばせていただきましたので、これも含めまして、それを参考にして、会派でいろいろ話し合っ、また持ち帰って検討させていただきたいと思います。

意（3） 番号1の公明党さんからのちょっと教えてほしいんですけども、修正後の「本部長及び副本部長に事故がある場合」、「幹事会で取り決めた適当な人をもって」と書いてあるんですけど、普通に「幹事会で取り決めた人をもって」、「適当な」がなくてもいいのかなという気がするんですけども。修正後のやつに「適当な人をもって」と書いてあるじゃないですか。「取り決めた人をもって」という形で全然いいのかなと。

意（15） これは本部長、副本部長がどうしても出られない場合は、残された幹事会のメンバーが、誰が一番適当であるかということを経験して、その方を要するに本部長に充てるという意味で。あらかじめ決まっているという意味ではなくて。あらかじめどうしても決めちゃうと、いろんな意味でちょっとということもありますので、残された幹事会のメンバーの中で、この中で誰が一番いいかということを経験しようということ。

意（3） はい。言われていることはわかっているんですけど、文章として「取り決めた人をもって」という形で、別に「適当」がなくても、なぜ「適当な」という。残った中で、「幹事会で取り決めた人をもって」という形で全然いいのかなという気がするんですけど。

意（15） それは取っても意味は通じると思います。

意(3) 市政クラブも一回持ち帰る形で話をさせていただきたいと思います。

委員長 今の「適当な人をもって」というのは、そういう文言でも法規的には問題ない。

答(事務局長) 規定の書きぶりの話だと思いますけども、「適当な人をもって」と書いたからといって、一概に不適切であるというふうにはとられませんけれども、法規文というのは誤解のないような書きぶりが求められますので、「適当な」はなくても意味が通ずるということですので、そういったこともあるのかなとは思いますが。

委員長 文言的に「適当な」というと、いい加減なじゃないですけど、ちょっと軽いというか、そういうイメージ的なのかなというところで、あとほかに御意見ございますか。

発 言 な し

委員長 公明党、市政クラブさんからは、もう一度持ち帰って検討させていただきたいという意見がありましたので、そのようにさせていただいてよろしいでしょうか。

問(15) 委員長確認ですけど、今4つの意見がありますけども、今回、大津市さんを視察させていただいて、うちのほうも気がつかないこともありますので、そういった面も含めると、これ以外にも出る可能性もありますけども、それはよろしいでしょうか。

委員長 これ以後に大津市さんを視察した中で、意見集約をしていきたいと思っておりますので、当然4つ以外にもまた各派で話し合った中で、大津市さんを見た中で、付け加える項目があれば、それはどんどん出していただくという方向でいきたいと思っておりますので。それでは結論が出ませんというところですので、少し時間が空いて、まことに恐縮だったですけども、意見がもう少し具体的に進めばよかったですけれども、もう一度各派の中で意見集約を取りまとめていただくということで、そうさせていただきますけれども、それでよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議なしと認めます。それでは先ほども言いましたように、大津市議会にBCPについて学んでまいりましたので、そのことについて、率直な御意見がございましたら、お昼は過ぎましたけども、御意見がありましたらよろしくお願いいたします。

意(15) やっぱり大津市さんが多分一番初めに全国で制定されたというだけあって、かなり危機意識が各議員、議会にあったと思います。そういった意味でうちらも単にほかの市が持っているからつくるのではなくて、やっぱりうちらも高浜市に何かあった場合、それに対する危機意識を持った上で、このBCPの制定に当たっていきたいと思います。それともう一つ、大津市さんと高浜では置かれた状況違いますので、そのへんのところも十分考えた上で、取り組んでいきたいと思っております。

委員長 今、小嶋委員が言われたように、大津市さんを視察した上で、それぞれ意見を集約していただければ、ありがたいと思いますので。これはメールですとか文書で対応要領(案)を提出していただければ、それを一つのたたき台として委員会で話し合いを進めていきたいと思いますので、そうさせていただきますけども、それでよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それではそうさせていただきます。

説(事務局長) ただいま、2件とも改めて御意見を伺うということでございましたので、また事務局のほうからいついつまでという文書を出させていただきますので、提出のほう、お願いしたいと思います。それと私が言っはいけないのかもしれませんが、この特別委員会、おそらくこれで3月定例会入っていつてしまいますので、次年度以降という形になるかもしれませんが、それまでに取りまとめて、改めて本日のような形で資料を出させてい

ただきたいと思しますので、よろしくお願ひいたします。

委員長 それでは次回の開催は、年度末でありますし、3月議会ということで皆さん方、多忙ということでもありますので、そのようにさせていただきますので、御了解をしていただきたいと思ひます。

### (3) その他

委員長 それでは、そのほかに何か御意見がありましたら。

意(1) こういったICT、BCP、必要で十分議論をしていかなければいけないというのはわかるんですが、これをいつまでに導入するという目標がないといつまでも、言い方は悪いですけども、だらだらと、これがいけない、あれがいけない、こういった問題があるということで、なっけていきかねないと思ひんで、当然予算が必要なものもあると思ひますが、やはり委員会としてICTはいつから導入したい、BCPのほうもいつまでには制定したいという目標を設定していただけると、それに向かつてこの委員会もより充実したものになるんではないかと思ひますので、そういったことも考えていただきたいと思ひます。

委員長 今の御意見は、もっともでありますので、各派の中でそういう話も含めて、当然タブレットでありますと予算措置を講じなければならないということになりますし、来年度からということになりますと、9月、10月ごろには予算編成がありますので、それまでにはこの話を進めていかななくてはいけないし、あるいはもう少し先という考え方もあるかと思ひますので、そのことも含めて、会派内で取りまとめていただけて、進めていきたいと思ひますので、次回のときにそれも含めて審議していきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。そのほかに。

### 意見なし

委員長 そのほかになければ、以上をもちまして、議会改革特別委員会を終了

させていただきます。

委員長挨拶

終了 午後0時08分

議会改革特別委員会 委員長

議会改革特別委員会 副委員長